

2017年2月24日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外商投資政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第439号）

上海市人民政府、 地域本部誘致の関連規定を改訂・統合 区政府によるサポート政策の制定も

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市人民政府は2017年1月27日付で『改定後の「上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励する規定」を印刷・配布することについての通達』（滬府発[2017]9号、以下『9号通達』という）を公布しました。この『9号通達』は、上海市がこれまでに公布した地域本部、本部型機構の誘致に関する規定を改訂・統合したもので、2017年2月1日から2022年1月31日まで5年間有効となっています。

上海市政府は2002年から全国に先立ち、『上海市の外国多国籍企業による地域本部の設立を奨励する暫定規定』（滬府発[2002]24号、以下『24号規定』という）を公布、外商投資企業による地域本部の設立を積極的に誘致しはじめました。多国籍企業の「地域本部」とは、特定の国・地域内に設立された多国籍企業のグループ企業を統括管理する機能を持つ外商独資企業を指します。『24号規定』はこれまでに2度、2008年¹と2011年²に改訂が行われています。2014年には上海市商務委員会等4部門が、地域本部の認定基準に達していないが、実質的に地域本部の役割を果たしている外商独資企業を多国籍企業の「本部型機構」として認定する規定³を公布しました。『9号通達』はこれらの規定を改訂・統合したものです。

上海市政府の発表によると、2016年末現在、上海市における多国籍企業の地域本部、投資性公司、外資R&Dセンターの数はそれぞれ580社、330社、411拠点に上っています。また、2015年までの上海市における地域本部投資総額は累計で457億米ドルに達し、同年1年間の地域本部における営業収入は

¹ 『上海市の多国籍企業による地域本部の設立を奨励する規定』（滬府発[2008]24号）

² 『上海市の多国籍企業による地域本部の設立を奨励する規定』（滬府発[2011]98号）とその詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第210号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0214-XF-0105.pdf>

³ 『多国籍企業による地域本部設立を奨励する規定の実施意見に関する補充規定』（滬商外資[2014]348号）とその詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第340号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0345-XF-0105.pdf>

5,926 億人民元（1 社あたり 11 億人民元超）に達しています。

『9 号通達』の概要については、以下をご参照ください。

□ 定義

【図表 1】地域本部、本部型機構の定義

地域本部	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国外で登録した親会社が上海市に設立し、投資もしくは授権の形式により 1 カ国以上の区域内の企業に対して管理およびサービス職能を履行する唯一の本部機関 ✓ 多国籍企業は、外商独資の投資性公司、管理性公司等の独立した法人格を有する企業組織形式により、上海市に地域本部を設立しなければならない
本部型機構	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域本部の基準に達していないが、実際に国外で登録した親会社が 1 カ国以上の区域内の管理・意思決定、資金管理、仕入、販売、物流、決済、研究開発、研修等のサポートサービスにおける多項目の職能を引き受ける外商独資企業（分支機構を含む）

（『9 号通達』第 2 条に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 認定条件

【図表 2】地域本部、本部型機構の認定条件

地域本部	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 独立法人格を有する外商独資企業 ✓ 親会社の資産総額は 4 億米ドル以上、サービス業企業の場合、3 億米ドル以上 ✓ 親会社の中国国内における投資の累計払込登録資本総額が 1,000 万米ドル以上、かつ親会社が管理を授権している中国国内外企業が 3 社以上、もしくは親会社が管理を授権している中国国内外の企業が 6 社以上※ ✓ 登録資本は 200 万米ドル以上
本部型機構	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 独立法人格を有する外商独資企業もしくはその分支機構 ✓ 親会社の資産総額は 2 億米ドル以上 ✓ 親会社が中国国内において 2 社以上の外商投資企業を投資・設立し、そのうち少なくとも 1 社を上海で登録している ✓ 登録資本は 200 万米ドル以上、分支機構の形式で設立している場合、本社が割り当てた運転資金は 200 万米ドル以上

※ 所在地域の経済発展への貢献度によって多少融通ができるとしています。

（『9 号通達』第 5 条、第 6 条に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 申請資料

【図表 3】地域本部、本部型機構の申請資料

申請資料	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 会社の法定代表者が署名した申請書 ✓ 親会社の授権署名者が署名した基本的職能の授権文書 ✓ 会社の批准証書（もしくは届出受理書）、営業許可証（いずれもコピー）。本部型機構が分支機構の場合、上海市分公司の営業許可証（コピー）および本社が割り当てた運転資金の証明文書 ✓ 親会社の直近 1 年の会計監査報告 ✓ 親会社が中国国内で投資した企業の批准証書（もしくは届出受理書）および営業許可証（いずれもコピー） ✓ 法律、法規および規則が提出を要求するその他の資料
------	--

（『9 号通達』第 7 条に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 審査

上海市商務委員会は申請書等の資料を受領してから8営業日以内に審査を完了し、かつ認定するか否かの決定を下さなければならず、認定する場合は、認定証書を交付するとしています（第8条）。

□ 補助金および奨励金

【図表4】地域本部の補助金および奨励金

補助金	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 会社設立およびオフィス賃貸の補助金 ✓ 多国籍企業がアジア地域、アジア太平洋地域もしくはさらに広い区域に本部を設立する場合の補助金
奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営管理、資金管理、研究開発、仕入、販売、物流およびサポートサービス等の総合的な運営職能を有し、かつ経済発展に突出した貢献があり、良好な利益効果を得ている場合の奨励金

※補助金および奨励金の具体的な実施弁法については、関係部門が別途制定する。

（『9号通達』第9条に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 資金管理

【図表5】地域本部、本部型機構の資金管理

外貨資金の 集中運営管理※1	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経常項目の外貨集中受取・支払および相殺差額決済 ✓ 国内および国外外貨資金集中管理、集中元転・外貨転 ✓ 外債および対外貸付限度額の集中調整・配置
財務集中管理 (投資性公司) ※2	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 財務会社を設立し、その中国国内における投資先企業のために財務集中管理サービスを提供
クロスボーダー人民元 資金の集中管理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ クロスボーダー人民元双方向資金プーリング ✓ 経常項目下のクロスボーダー人民元集中受取・支払
非貿易項目下の 外貨支払の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 納税補導およびサービスの強化 ✓ 非貿易項目下の外貨支払契約の届出、納税判定のために優先ルート提供
自由貿易試験区にお ける地域本部、本部型機構	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自由貿易口座の開設 ✓ 兌換可能の原則に基づき、人民元・外貨のクロスボーダー受取・支払および国内人民元の受取・支払を取り扱う

※1 『多国籍企業外貨資金集中運営管理規定』⁴等の関連規定に基づき展開

※2 『企業集団財務公司管理弁法』に基づき展開

（『9号通達』第10条に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 便宜措置

地域本部、本部型機構に対する便宜措置には、①出入国手続の簡素化（査証取得等、第11条）、②人材誘致上の便宜（戸籍取得等、第12条）、③通関上の便宜（貨物輸出入の通関効率向上等、第13条）があります。

□ 区級政府のサポート

⁴ 『多国籍企業外貨資金集中運営管理規定』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第399号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0407-XF-0105.pdf>

区政府は地域の実情に基づき、地域本部、本部型機構の誘致に関する関連政策を制定することができるとしています（第14条）。

*

『9号通達』の配布により、上海市人民政府弁公室が転送した『「上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定」についての実施意見』（滬府弁発[2012]51号）、上海市商務委員会等4部門が配布した『多国籍企業による地域本部設立を奨励する規定の実施意見に関する補充規定』（滬商外資[2014]348号）は同時に廃止されます。奨励金・補助金を含む関連誘致の細則については新たな実施弁法の公布が待たれます。

『9号通達』の詳細については、5ページからの日本語仮訳および10ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

上海市人民政府
滬府発[2017]9号
改定後の『上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励する規定』を
印刷・配布することについての通達

各区人民政府、上海市政府各委員会、弁公室、局：

ここに改定後の『上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励する規定』を印刷・配布する、真剣に執行されたい。

上海市人民政府
2017年1月27日

上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励する規定

第1条 【目的および依拠】

『中共中央、国務院による開放型経済新体制の構築に関する若干の意見』を貫徹して具体化し、対外開放をさらに拡大し、さらに開放的で国際通用規則に適合する投資環境、さらに利便化した貿易環境、さらに完善的な法治環境、さらに良好な生産生活環境、さらに緩和された人材発展環境を創造し、多国籍企業が本市に地域本部および本部型機構を設立することを奨励し、上海における地域本部および本部型機構が業務を集積させ、機能を拡張させ、レベルを向上させ、積極的に上海市の「4つの中心」および世界的影響力を有する科学技術革新センターの建設に参加することを支持し、関連する法律・法規に基づき、本市の実情に結合し、本規定を制定する。

第2条 【定義】

多国籍企業地域本部（以下「地域本部」という）とは、国外で登録した親会社が本市に設立し、投資もしくは授權の形式により1カ国以上の区域内の企業に対して管理およびサービス職能を履行する唯一の本部機関のことを指す。多国籍企業は、外商独資の投資性公司、管理性公司等の独立した法人格を有する企業組織形式により、本市に地域本部を設立しなければならない。

多国籍企業本部型機構（以下「本部型機構」という）とは、多国籍企業地域本部の基準に達していないが、実際に国外で登録した親会社が1カ国以上の区域内の管理・意思決定、資金管理、仕入、販売、物流、決済、研究開発、研修等のサポートサービスにおける多項目の職能を引き受ける外商独資企業（分支機構を含む）のことを指す。

第3条 【適用範囲】

当市の範囲内において設立される地域本部および本部型機構は、本規定を適用する。

第4条 【管理部門】

上海市商務委員会は地域本部および本部型機構の認定業務に責任を負い、関連部門と協力して多国籍企業地域本部および本部型機構の管理サービスを展開する。

工商、財政、税務、外事、人的資源・社会保障、出入国管理、外貨管理、人民銀行、税関、出入国検査検疫等の部門は各自の職責の範囲内において、地域本部および本部型機構に対する管理サービス業務を適切に遂行する。

第5条 【地域本部の認定条件】

地域本部の認定を申請するには、以下の条件に合致しなければならない。

- (1) 独立法人格を有する外商独資企業であること。
- (2) 親会社の資産総額は4億米ドルを下回らないこと。サービス業分野の企業が地域本部を設立する場合、親会社の資産総額は3億米ドルを下回らないこと。
- (3) 親会社の中国国内における投資の累計払込済登録資本総額が1,000万米ドルを下回らず、かつ親会社が管理を授権している中国国内外の企業が3社を下回らないこと、もしくは親会社が管理を授権している中国国内外の企業が6社を下回らないこと。基本的に前述の条件に合致し、かつ所在地域の経済発展に突出した貢献がある場合、事情に基づき考慮することができる。
- (4) 登録資本は200万米ドルを下回らないこと。

第6条 【本部型機構の認定条件】

本部型機構の認定を申請するには、以下の条件に合致しなければならない。

- (1) 独立法人格を有する外商独資企業もしくはその分支機構であること。
- (2) 親会社の資産総額は2億米ドルを下回らず、中国国内においてすでに2社を下回らない外商投資企業を投資・設立し、そのうち少なくとも1社を上海で登録していること。
- (3) 登録資本は200万米ドルを下回らず、分支機構の形式で設立している場合、本社が割り当てた運転資金は200万米ドルを下回らないこと。

第7条 【申請資料】

地域本部および本部型機構の認定を申請する場合、上海市商務委員会に以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 会社の法定代表者が署名した申請書。
- (2) 親会社の授権署名者が署名した多国籍企業地域本部もしくは本部型機構の基本的職能の

授權文書。

- (3) 会社の批准証書（もしくは届出受理書）、営業許可証（いずれもコピー）。本部型機構が分支機構である場合、上海市分公司の営業許可証（コピー）および本社が割り当てた運転資金の証明文書を提供しなければならない。
- (4) 親会社の直近1年の会計監査報告。
- (5) 親会社が中国国内で投資した企業の批准証書（もしくは届出受理書）および営業許可証（いずれもコピー）。
- (6) 法律、法規および規則が提出を要求するその他の資料。

前項規定にコピー提供と明記していない場合、文書の正本を提供しなければならない。

第8条 【審査】

上海市商務委員会は申請書等の資料を受領してから8営業日以内に審査を完了し、かつ認定するか否かの決定を下さなければならない。認定する場合、認定証書を交付する。

第9条 【補助金および奨励金】

地域本部は関連規定に基づき、設立およびオフィス賃貸の補助金を得ることができる。

地域本部が経営管理、資金管理、研究開発、仕入、販売、物流およびサポートサービス等の総合的な運営機能を有し、かつ経済発展に突出した貢献があり、良好な利益効果を得ている場合、関連規定に基づき、奨励金を獲得することができる。

多国籍企業がアジア地域、アジア太平洋地域もしくはさらに広い区域に本部を設立し、関連条件に適合する場合、関連規定に基づき補助金を得ることができる。

補助金および奨励金の具体的な実施弁法については、関係部門が別途制定する。

第10条 【資金管理】

地域本部、本部型機構は統一した内部資金管理体制を構築することができ、自己保有資金に対して統一的な管理を実施することができる。外貨資金の運用に係る場合、関連外貨管理規定に基づき執行しなければならない。条件に合致する地域本部、本部型機構は、国家外貨管理局が公布した『多国籍企業外貨資金集中運営管理規定』（匯発[2015]36号）等の関連規定に基づき、経常項目の外貨集中受取・支払および相殺差額決済、国内および国外外貨資金集中管理、集中元転・外貨転、外債および対外貸付限度額の集中調整・配置等を含む多項目の多国籍企業の外貨資金集中運営管理業務を展開することができる。

投資性会社は『企業集団財務公司管理弁法』に基づき、財務公司を設立し、その中国国内における投資先企業のために財務集中管理サービスを提供することができる。

地域本部、本部型機構が自社経営および管理の需要に基づき、各種クロスボーダー人民元業務を展開することを奨励する。地域本部、本部型機構はクロスボーダー人民元双方向資金プーリングおよび経常項目下のクロスボーダー人民元集中受取・支払等の通路を通じ、グルー

プの資金集中運営管理を完成させ、資金の使用効率を向上させることができる。
非貿易項目下の外貨支払フロー手続を最適化し、地域本部、本部型機構に対して納税補導およびサービスを強化し、地域本部、本部型機構による非貿易項目下の外貨支払契約の届出、納税判定のために優先ルートを提供する。
自由貿易試験区において設立した地域本部、本部型機構は、規定に基づき、自由貿易口座を開設し、かつ兌換可能の原則に基づき、人民元・外貨のクロスボーダー受取・支払および国内人民元の受取・支払を取り扱うことができる。

第11条 【出入国手続の簡素化】

地域本部、本部型機構の条件に合致する中国籍人員は、アジア太平洋経済協力のビジネストラベルカードを申請することができる。ビジネスの需要により香港・マカオ・台湾地区もしくは国外に赴く場合、関連部門により出国便宜を提供する。
地域本部、本部型機構の複数回臨時入国の必要がある外国籍人員は、入国有効期限が1年を超えず、滞在期間が180日を超えないマルチ査証を申請することができる。臨時に当市を訪問する必要のある外国籍人員は、中国駐外国大使館・領事館において入国査証を申請しなければならない。緊急の場合、国家関連規定に基づき、公安部門に対してポートビザを申請して入国することができる。
当市に長期間居留する必要がある地域本部、本部型機構の外国籍人員は有効期限3年から5年の外国人居留許可を申請することができる。
地域本部、本部型機構の法定代表者等の高級管理人員は、『外国人の中国永久居留審査・承認管理弁法』に基づき、優先的に『外国人永久居留証』の申請に推薦されることができる。
出入国検査検疫部門は地域本部、本部型機構の法定代表者およびその本部職能に係る高級管理人員が健康証明手続を行うために優先ルートを提供する。

第12条 【人材誘致】

人的資源社会保障部門は地域本部、本部型機構が誘致した外国籍人材に当市において勤務および関連証明書の申請に便宜を提供する。
地域本部、本部型機構が国内の優秀な人材を誘致し、関連条件に合致する場合、当市戸籍の手続を行うことができる。
地域本部、本部型機構に招聘・雇用され、本科（学士）およびそれ以上の学歴（学位）もしくは特殊な才能を有する外国籍を取得した留学人員、中国の旅券を所持し、ならびに国外永久（長期）居留権を擁し、かつ国内に戸籍のない留学人員およびその他の専門人材、香港・マカオ特別行政区の専門人材および台湾地区の専門人材は規定に基づき、『上海市居住証』（B証）手続を申請することができる。上述人員の配偶者および18歳未満もしくは高等学校在学中の子女は、同行人員証手続を行うことができる。
地域本部、本部型機構の所在区は地域本部が誘致した人材の子女の入学、医療保障、人材の

マンションの申請等の方面で便宜を提供する。

第13条 【通関便宜】

税関および出入国検査検疫部門は条件に合致する地域本部、本部型機構に対して貿易の利便化を重点とし、監督管理制度および監督管理モデルを革新し、力を入れて地域本部、本部型機構の通関効率を向上させ、その貨物輸出入のために通関便宜を提供する。

地域本部、本部型機構が保税物流センターおよび配送センターを設立し、物流の統合を実施する場合、税関、外貨、出入国検査検疫等の部門はそれに対して利便化された監督管理措置を提供する。

第14条 【区級政府のサポート】

各区政府は当該地域の実際の状況に結合させ、地域本部、本部型機構の発展をサポートする政策措置を制定し、地域本部の発展に有利な商業環境を創造することができる。

第15条 【参照適用】

香港、マカオ、台湾地区の投資家が当市に地域本部、本部型機構を設立する場合、本規定を参照して執行する。

第16条 【執行期日および有効期間】

本規定は2017年2月1日より執行し、有効期間は2022年1月31日までとする。

上海市人民政府弁公室が転送した『「上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定」についての実施意見』（滬府弁発[2012]51号）、上海市商務委員会、上海市人的資源社会保障局、上海市公安局出入国管理局、上海市出入国検査検疫局が配布した『多国籍企業による地域本部設立を奨励する規定の実施意見に関する補充規定』（滬商外資[2014]348号）は同時に廃止する。

(中国語原文)

上海市人民政府
沪府发〔2017〕9号
关于印发修订后的《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》的通知

各区人民政府，市政府各委、办、局：

现将修订后的《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》印发给你们，请认真按照执行。

上海市人民政府
2017年1月27日

上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定

第一条 （目的和依据）

为贯彻落实《中共中央国务院关于构建开放型经济新体制的若干意见》，进一步扩大对外开放，营造更加开放的符合国际通行规则的投资环境、更加便利化的贸易环境、更加完善的法治环境、更加良好的生产生活环境、更加宽松的人才发展环境，鼓励跨国公司在本市设立地区总部和总部型机构，支持在沪地区总部和总部型机构集聚业务、拓展功能、提升能级，积极参与上海“四个中心”和具有全球影响力的科技创新中心的建设，根据有关法律、法规，结合本市实际，制定本规定。

第二条 （定义）

跨国公司地区总部（以下简称“地区总部”），是指在境外注册的母公司在本市设立，以投资或授权形式对在一个国家以上区域内的企业履行管理和 Service 职能的唯一总机构。跨国公司须以外商独资的投资性公司、管理性公司等具有独立法人资格的企业组织形式在本市设立地区总部。跨国公司总部型机构（以下简称“总部型机构”），是指虽未达到跨国公司地区总部标准，但实际承担境外注册的母公司在在一个国家以上区域内的管理决策、资金管理、采购、销售、物流、结算、研发、培训等支持服务中多项职能的外商独资企业（含分支机构）。

第三条 （适用范围）

在本市范围内设立的地区总部和总部型机构，适用本规定。

第四条 （管理部门）

市商务委负责地区总部和总部型机构的认定工作，协调有关部门开展对跨国公司地区总部和总部型机构的管理服务。

工商、财政、税务、外事、人力资源社会保障、出入境管理、外汇管理、人民银行、海关、出入境检验检疫等部门在各自职责范围内，做好对地区总部和总部型机构的管理服务工作。

第五条 （地区总部认定条件）

申请认定地区总部，应当符合下列条件：

- （一）须为具有独立法人资格的外商独资企业。
- （二）母公司的资产总额不低于 4 亿美元；服务业领域企业设立地区总部的，母公司资产总额不低于 3 亿美元。
- （三）母公司已在中国境内投资累计缴付的注册资本总额不低于 1000 万美元，且母公司授权管理的中国境内外企业不少于 3 个；或母公司授权管理的中国境内外企业不少于 6 个。基本符合前述条件，并为所在地区经济发展做出突出贡献的，可酌情考虑认定。
- （四）注册资本不低于 200 万美元。

第六条 （总部型机构认定条件）

申请认定总部型机构，应当符合下列条件：

- （一）须为具有独立法人资格的外商独资企业或其分支机构。
- （二）母公司的资产总额不低于 2 亿美元，在中国境内已投资设立不少于 2 家外商投资企业，其中至少 1 家注册在上海。
- （三）注册资本不低于 200 万美元，如以分支机构形式设立的，总公司拨付的运营资金应不低于 200 万美元。

第七条 （申请材料）

申请认定地区总部和总部型机构，应当向市商务委提交下列材料：

- （一）公司法定代表人签署的申请书。
- （二）母公司授权签字人签署的跨国公司地区总部或总部型机构基本职能的授权文件。
- （三）公司的批准证书（或备案回执）、营业执照（均为复印件）。总部型机构为分支机构的，还需提供上海分公司营业执照（复印件）及总公司拨付运营资金的证明文件。
- （四）母公司近一年度审计报告。
- （五）母公司在境内所投资企业的批准证书（或备案回执）及营业执照（均为复印件）。
- （六）法律、法规和规章要求提供的其他材料。

前款规定未列明提供复印件的，应当提供文件的正本。

第八条 （审核）

市商务委应当在收到申请书等材料之日起 8 个工作日内完成审核，并作出认定或不予认定的决定。予以认定的，颁发认定证书。

第九条 （资助和奖励）

地区总部按照有关规定，可以获得开办和租房的资助。

地区总部具有经营管理、资金管理、研发、采购、销售、物流及支持服务等综合性的营运职能，且对经济发展有突出贡献，取得良好效益的，按照有关规定，可以获得奖励。

跨国公司设立亚洲区、亚太区或更大区域总部，符合相关条件的，可以按照有关规定获得资助。资助和奖励的具体实施办法，由有关部门另行制定。

第十条 （资金管理）

地区总部、总部型机构可以建立统一的内部资金管理体制，对自有资金实行统一管理。涉及外汇资金运作的，应当按照有关外汇管理规定执行。符合条件的地区总部、总部型机构可以按照国家外汇管理局发布的《跨国公司外汇资金集中运营管理规定》（汇发〔2015〕36号）等有关规定，开展包括经常项目集中收付汇和轧差净额结算、境内和境外外汇资金集中管理集中结售汇、外债和对外放款额度集中调配等在内的多项跨国公司外汇资金集中运营管理业务。

投资性公司可以按照《企业集团财务公司管理办法》，设立财务公司，为其在中国境内的投资企业提供集中财务管理服务。

鼓励地区总部、总部型机构根据自身经营和管理需要，开展各类跨境人民币业务。地区总部、总部型机构可以通过跨境人民币双向资金池和经常项下跨境人民币集中收付等通道，完成集团的资金集中运营管理，提高资金使用效率。

优化非贸易项下付汇流程手续，加强对地区总部、总部型机构的纳税辅导与服务，为地区总部、总部型机构非贸易项下付汇合同备案、纳税判定提供绿色通道。

设在自贸试验区内的地区总部、总部型机构，可以按照规定，开立自由贸易账户，并按照可兑换原则，办理本外币跨境收支和境内人民币收支。

第十一条 （简化出入境手续）

地区总部、总部型机构符合条件的中国籍人员可以申办亚太经合组织商务旅行卡。对因商务需要赴香港、澳门、台湾地区或者国外的，由有关部门提供出境便利。

地区总部、总部型机构需要多次临时入境的外籍人员，可以申请办理入境有效期不超过1年，停留期不超过180日的多次签证；需要临时来本市的外籍人员，应当在中国驻外使领馆申请入境签证，时间紧迫的，可以按照国家有关规定，向公安部门申请口岸签证入境。

对需要在本市长期居留的地区总部、总部型机构外籍人员，可以申请办理3至5年有效的外国人居留许可。

地区总部、总部型机构的法定代表人等高级管理人员可以按照《外国人在中国永久居留审批管理办法》，被优先推荐申办《外国人永久居留证》。

出入境检验检疫部门为地区总部、总部型机构法定代表人及其与总部职能相关的高级管理人员办理健康证明提供绿色通道。

第十二条（人才引进）

人力资源社会保障部门对地区总部、总部型机构引进的外籍人才在本市工作和申请相关证件提供便利。

地区总部、总部型机构引进国内优秀人才的，符合相关条件，可以办理本市户籍。

被地区总部、总部型机构聘用的具有本科（学士）及以上学历（学位）或者特殊才能的入外籍的留学人员、持中国护照并拥有国外永久（长期）居留权且国内无户籍的留学人员和其他专业人才、香港、澳门特别行政区专业人才及台湾地区专业人才可按照规定，申办《上海市居住证》（B证）。以上人员的配偶和未满18周岁或高中在读的子女，可以办理随员证。

地区总部、总部型机构所在区对地区总部引进的人才在子女入学、医疗保障、申请人才公寓等方面提供便利。

第十三条（通关便利）

海关和出入境检验检疫部门对符合条件的地区总部、总部型机构以贸易便利化为重点，创新监管制度和监管模式，着力提升地区总部、总部型机构的通关效率，为其进出口货物提供通关便利。

地区总部、总部型机构设立保税物流中心和分拨中心，进行物流整合的，海关、外汇、出入境检验检疫等部门对其采取便利化的监管措施。

第十四条（区级政府支持）

各区政府可以结合本地区实际情况，制定支持地区总部、总部型机构发展的政策措施，营造有利于地区总部发展的营商环境。

第十五条（参照适用）

香港、澳门、台湾地区的投资者在本市设立地区总部、总部型机构，参照本规定执行。

第十六条（施行日期和有效期）

本规定自2017年2月1日起施行，有效期至2022年1月31日。

上海市人民政府办公厅转发的《关于〈上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定〉的实施意见》（沪府办发〔2012〕51号），上海市商务委员会、上海市人力资源和社会保障局、上海市公安局出入境管理局、上海出入境检验检疫局发布的《关于鼓励跨国公司设立地区总部规定实施意见的补充规定》（沪商外资〔2014〕348号）同时废止。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。